

いのちとくらしをまもる  
防災減災

令和5年3月22日  
札幌管区气象台

## アトサヌプリの噴火警戒レベルの判定基準の改定について

アトサヌプリの噴火警戒レベルの判定基準について、一部観測点の移設に伴い空振の振幅の基準を見直しました。

気象庁では、噴火警戒レベルを運用している全国の火山について、火山活動の状況や新たな知見をもとに、随時、噴火警戒レベルの判定基準の見直しを図っています。

今般、アトサヌプリの噴火警戒レベルの判定基準について、跡佐登観測点から川湯観測点への移設(機器更新)に伴い、空振の振幅の基準を別紙のとおり見直しました。

### 【噴火警戒レベルの判定基準の公表方法】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ(以下 URL)で公表  
[https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikai/level/ki\\_junn.html](https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html)

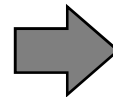
問合せ先：札幌管区气象台気象防災部地震火山課  
火山防災官 永澤 電話 011-611-2421 (内線 524)

## アトサヌプリの噴火警戒レベル判定基準の改定について

○観測点移設に伴い、噴火警戒レベルの判定基準のうち、空振の振幅の基準の一部を見直しました。

## 現行

レベル	当該レベルへの引上げの基準
5	<p>【居住地域の広範囲（火口から6km以内）に重大な被害を及ぼす噴火が切迫あるいは発生】</p> <p>次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規模の大きな地震（現地で有感地震相当以上）の多発</li> <li>・山体浅部へのマグマ上昇を示す顕著な地殻変動（地割れ、地盤の隆起等）</li> <li>・大きな噴石が火口から1.5kmを超えて飛散</li> <li>・高さ数1,000mを超える有色噴煙を放出させる噴火の発生</li> <li>・ベースサージ、火砕流の発生</li> </ul> <p>・火山性微動又は爆発地震が発生し、空振（跡佐登観測点で100Pa以上）を伴う場合</p> <p>【居住地域の一部（火口から1.5km以内）に重大な被害を及ぼす噴火が発生】</p> <p>次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな噴石が火口から500mを超えて1.5km以内に飛散</li> <li>・高さ1,000～数1,000m程度の有色噴煙を放出させる噴火の発生</li> </ul> <p>・火山性微動が発生し、空振（跡佐登観測点で30Pa以上100Pa未満）を伴う場合</p>
3	<p>【居住地域の近く（アトサヌプリ（硫黄山）から500m以内）まで重大な影響を及ぼす噴火が発生】</p> <p>次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな噴石が火口から500m以内に飛散</li> <li>・高さ数100m以下の有色噴煙を放出する噴火の発生（火口周辺への火山灰の噴出を含む）</li> </ul> <p>・火山性微動が発生し、空振（跡佐登観測点で30Pa未満）を伴う場合</p>



## 改定後

レベル	当該レベルへの引上げの基準
5	<p>【居住地域の広範囲（火口から6km以内）に重大な被害を及ぼす噴火が切迫あるいは発生】</p> <p>次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規模の大きな地震（現地で有感地震相当以上）の多発</li> <li>・山体浅部へのマグマ上昇を示す顕著な地殻変動（地割れ、地盤の隆起等）</li> <li>・大きな噴石が火口から1.5kmを超えて飛散</li> <li>・高さ数1,000mを超える有色噴煙を放出させる噴火の発生</li> <li>・ベースサージ、火砕流の発生</li> </ul> <p>・火山性微動又は爆発地震が発生し、空振（川湯観測点で70Pa以上）を伴う場合 ←基準を見直し</p> <p>【居住地域の一部（火口から1.5km以内）に重大な被害を及ぼす噴火が発生】</p> <p>次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな噴石が火口から500mを超えて1.5km以内に飛散</li> <li>・高さ1,000～数1,000m程度の有色噴煙を放出させる噴火の発生</li> </ul> <p>・火山性微動が発生し、空振（川湯観測点で20Pa以上70Pa未満）を伴う場合 ←基準を見直し</p>
3	<p>【居住地域の近く（アトサヌプリ（硫黄山）から500m以内）まで重大な影響を及ぼす噴火が発生】</p> <p>次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな噴石が火口から500m以内に飛散</li> <li>・高さ数100m以下の有色噴煙を放出する噴火の発生（火口周辺への火山灰の噴出を含む）</li> </ul> <p>・火山性微動が発生し、空振（川湯観測点で20Pa未満）を伴う場合 ←基準を見直し</p>